



市 章

大津市公報

平 成 28 年 5 月 13 日
号 外 (第 43 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

教育委員会規則

24 大津市心身障害児就園就学指導委員会規則の一部を改正する規則..... 1

教育委員会規則

大津市心身障害児就園就学指導委員会規則の一部を改正する規則を公布する。
平成28年 5 月13日

大津市教育委員会
教育長 桶 谷 守

大津市教育委員会規則第24号

大津市心身障害児就園就学指導委員会規則の一部を改正する規則

大津市心身障害児就園就学指導委員会規則（平成24年教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

大津市特別支援教育対象児等教育支援委員会規則

第 1 条中「大津市心身障害児就園就学指導委員会」を「大津市特別支援教育対象児等教育支援委員会」に改める。

第 2 条各号を次のように改める。

特別支援教育の対象となる幼児、児童及び生徒（以下「対象児等」という。）の適正な就園又は就学の指導に関すること。

対象児等の教育支援に関すること。

前 2 号に掲げる事項に係る理解を深めるための啓発に関すること。

関係機関との連絡調整に関すること。

その他対象児等の教育的措置に関し、教育委員会が必要と認めること。

第 3 条第 1 項第 1 号中「 2 人以内」を「 4 人以内」に改め、同項第 3 号中「12人以内」を「10人以内」に改める。

第 8 条を削り、第 9 条を第 8 条とし、第10条を第 9 条とする。

別表を削る。

附 則

この規則は、平成28年 5 月15日から施行する。